

織田氏の出現とその存在形態

山崎布美

はじめに

織田信長の家系は、斯波氏のもと尾張守護代をつとめた織田氏の庶流であり、いわゆる陪臣であると人口に膾炙されている。しかし、信長の曾祖父良信は斯波義寛の「伴衆」となるなど、一時的にも斯波氏の直臣であった時期がある⁽¹⁾。その契機は斯波氏の家督抗争や領国回復に向けた動きにあり、守護代織田敏定もそのもとで幕政に関与し影響力を持った⁽²⁾。この直後に織田庶流家は領主化を実現させるのであるが、このような十五世紀末における織田一族の動向をみたとき、庶流家は必ずしも惣領家（守護代家）に臣従していたわけではなく、寧ろ斯波氏との近接に自律への足掛かりを得たといえよう。

織田一族の研究において、これまで系譜および尾張守護代職の復元が進められてきたが、いわゆる庶流織田一族については人名列挙に留まる⁽³⁾ことが多く、織田一族の多様な在り方やその発展的基盤を探ることにはなお研究の余地がある。前述のように、庶流織田氏と斯波氏との関係は織田一族研究において新たな視点となり得るものであり、本稿では、斯波氏被官としての織田庶流家の動向に注目し、初期の族的展開に言及したいと考える。

一、織田氏の初出史料をめぐって

織田氏は越前国織田に発祥して、地縁的關係から斯波氏と被官關係を結んだものと考えられており、それを示唆する史料として、明德四年（一三九三）六月十七日付の藤原信昌・兵庫助将広置文が知られている⁽⁴⁾。この置文は劍神社に対する「寺社興行之志」によって作成されたものであり、それは斯波義将に仕えた将広が「信昌祖父興道意跡」し、一家の再興が叶ったことによるものであった。

さて、この置文が織田氏の初出史料とされる理由は、信長が同所を氏神としていたことを土台として、信長以前の織田一族が本姓を藤原氏としていたこと、織田氏には諱に「信」や「広」が用いられ、また、官途名に「兵庫助」を使う事例が多いこと、そして、織田氏が尾張に移る直前のものであり年代的に矛盾がないことによる。

将広は斯波義将の偏諱を受けているものと思われるが、明德三年（一三九二）「相国寺供養記」に記された斯波氏の随兵には織田氏の姿は見えない⁽⁵⁾。しかし、織田氏はこの十年後には尾張守護代に就任しており、義将との個別的關係が守護代登用の背景にあったものと推察される。斯波義将に仕えて「奉公無隙」という多忙な状況にあった将広に代わり、父信昌が奉行として置文を作成している事実を踏まえても、将広が織田

氏である蓋然性は高いであろう。現在のところ、織田氏であることを否定する要素はなく、本稿でも藤原信昌・将広父子を織田氏と考えておく。

とはいえ、彼らが織田荘においてどのような存在であったのかはよく分かっていない。置文の内容から判明するのは、藤原氏は道意―某―信昌―将広（兵庫助）と連なり、信昌・将広は劍神社やその神田に課役を賦課し得る荘官の立場にあって、近郷の支配者層として存在したことがある。⁶河村昭一氏によれば、斯波氏の重臣のうち鎌倉期以来の根本被官であるのは乙部氏のみで、多くは分国外に本貫地を有した御家人的性格を持つ者であったという。⁷新興被官である将広は、斯波氏が権力基盤強化のために分国内の国人を被官化する過程で近侍したものである。⁸

ところで、この置文には置文や「御管領左衛門守殿御感」⁹等を箱に入れて納める際に記された添書が伝存している。⁹

（史料一）

〔明徳四年癸酉七月信昌公カナ書置文残簡〕

就「将広加判」為「次第逆」之由申レ之、非レ無レ其謂「歟、雖然如置文之言」者、将広無レ隙之間、為「信昌奉行」、云「為「自筆」、云「日下判形」、非レ無レ其謂「歟、為「末代」於「令」将広加判」者在所有「何処」哉、如「教」経文「者、不レ背「仁義礼智信法」、以親孝行云哉、敬順以背逆者孝行云哉、不レ随「仰者孝行云哉、

同年 癸酉七月 日 信昌七十八

此箱内入状数

一、日御供并修理御下文 一通

一、修理造管御感 令旨一通 預所常陸法橋 御書状 一通

一、御管領左衛門守殿御感 一通

又添記一通

右、為「末代」置文状如「件、

重置文御判 一通

置文が六月十七日付、添書は七月日の作成である。斯波義将は明徳四年六月五日に管領に再任され在京していることが確認できるから、置文は義将に仕える将広のもとに届けられて署判がなされ、越前に返送された後に添書とともに奉納されたことがわかる。置文・添書は将広が京都で斯波義将に近侍していることを如実に物語っているのである。¹¹

先行研究では花押（形状・運筆）を根拠として将広を織田氏の初代守護代である常松に比定する説もある。¹²しかし、この添書によって明徳三年当時、信昌は七十八歳であったことが判明するので、信昌嫡男である将広は少なくとも四―五十代にはなっていたと思われ、当時四十三歳の斯波義将と同世代であろう。一方の常松は、応永三十五年（一四二八）頃まで守護代の任にあり、斯波義将の子、義重（のち義教）に仕えた世代である。常松の諱を教広とする説が妥当であり、両者は別人といえよう。ただし、守護代織田惣領家は教広―教長―淳広―郷広―久広―敏広と続き、「広」を通字としていることから、将広・教広は父子関係にあり、将広は守護代家の祖である蓋然性は高い。¹⁵

以上のように、織田一族の原初と考えられる劍神社の史料についてみてきたが、その出自や台頭過程には不明な点が多い。ただ、例えば、斯波氏分国である遠江国の初代守護代が重臣として所見のない新興の加賀島氏であった点¹⁶は、織田氏が重臣としての実態がないまま尾張守護代として起用されたことに不自然さを抱かせない。

守護代に就任した織田氏のもと、尾張に内部した織田一族はかなりの数に上ったと思われるが、みな惣領のもとに行動していたわけではなく、一族が一人残らず尾張に移ったとは考えにくい。¹⁸前述の置文にしても、文書の性質上、将来に渡って子孫を拘束するものであり、信昌・将広父子に離郷する意思のなかったことが知られる。初期の織田氏には、

越前に残る者、在京して斯波氏に近侍する者、そして尾張に移る者など、多様な存在形態があった。以下には、斯波氏に近侍して尾張守護代織田氏とは異なる活動を見せた庶流織田氏についてみていきたい。

二、織田与三の在京活動

前節では藤原信昌・将広置文について言及したが、織田名字が確認できる初見史料は「吉田家日次記」の応永八年（一四〇一）三月十三日条に見える「織田与三」である。常松が尾張国の守護代に補任されるのは応永九年（一四〇二）であるから、その前年の史料になる。与三の諱は「重治」であると思われる、のちに「主計」、「淨祐」を称する。

主家である斯波家では義将が応永五年（一三九八）閏四月に管領・越前守護・信濃守護を辞し、義重が跡を継いで同七年には尾張守護職をも兼ねた。与三重治はその実名から義重より偏諱を受けたものと思われるが、専ら義将の側近として活動している。後述のように与三は文安四年（一四四七）まで生存が確認できるので、年齢は義重に近いであろう。以下に、具体的な動向をみていきたい。

応永八年三月、吉田社の社務兼敦は斯波義将の邸を訪れ、「来月十六日北山殿日吉御社参、児可御共出立一事」について、「彼童形春賀丸克尋僧都息可レ為兼茂四辻中納言猶子之由有沙汰云々、可レ談兼茂彼卿云々」と指し示を受けた。翌日、兼敦のもとには「四辻黄門来臨、織田与三入来」し、「彼出立事談合之」しており、与三は義満の日吉社参詣について兼敦らと調整を行っている。このひと月前には「予向兼茂金吾禪門風呂織田許了」という記事がある。⁽²²⁾当時斯波義将は義満に従って北山に移り住んでいたが、与三もその直近に邸宅を構えて風呂を供していたのであろう。両者の関係が緊密なものであったことがわかる。

次に、与三の活動が顕著なものとして、東寺への申次をみていこう。

応永十一年（一四〇四）十月、増長院の供僧隆我法印が「不清浄」により隠遁させられる事件が起きた。⁽²⁴⁾

（史料二）

一、増長坊事、

自勘解由小路、以織田与三、内々被仰云、隆我法印不清浄事、実否難知、雖然、今程事、及兎角沙汰者、自然、本尊聖教坊舍等闕所之由、申輩可有之歟、但此坊事、数位師壇之間、付世出世、可致其沙汰之、此趣、且寺中可有御存知、就中、本尊聖經等、織田与三、付封罷出之由、披露了、

東寺増長院と師檀関係にあった斯波義将は、東寺に対して、もし増長院坊が闕所になるようであれば本尊・聖經等を織田与三に預けるよう申し入れている。また後日、与三は、次の増長院主には「先師入室養育之弟子」である堯清僧都を補任するようという義将の意を東寺に伝えている。⁽²⁵⁾

与三が申次として確立していたことは東寺からの贈答にも明らかである。すなわち、応永十二年（一四〇五）九月、東寺の供僧衆は「諸方会釈」として「勘解由小路殿・同管領・織田与三・赤松・斎藤上野・三宝院」に松茸を贈る事を治定している。⁽²⁶⁾斯波義将・義重父子や赤松義則、斎藤玄輔、醍醐寺三宝院満濟など幕政における中心人物とともに与三へも会釈が行われており、斯波氏への申次として重視されていたことを表している。⁽²⁷⁾また、とくに義重の申次の姿は見えないことから、与三が義将のみならず義重を含め、斯波家における東寺への申次を担っていたという想定も成り立つであろう。

応永十五年（一四〇八）五月、東寺は義将に渡す点心料について与三に相談した。⁽²⁸⁾それに対して与三は「事煩」のため、代物を進上するとよいと意見を述べたが、東寺はそれでは憚りがあるとして金蓮院杲淳が増

長院堯清等を伴って五百疋を持参した。ところが固辞されたため、翌日取り成しを依頼すべく与三を訪問すると「無_二機嫌_一」の有様であったが、最終的には預状を得ることができたという。与三は義将が「内々被_二仰_一」たことを寺家側に伝え、両者の関係を円滑に取り結ぶ申次の役割を担っていた。

では、与三は斯波家中においてどのような立場にあったのであろうか。応永十三年（一四〇六）、東寺は山城国上桂上野荘の預所職に加賀の僧快舜を補任したが、これは義将の意を受けた与三の再三にわたる口入によるものであった。²⁹ 其中で、与三は「勘解由小路内者」と記されている。「東寺百合文書」において「内者」と表記されている事例は、例えば、畠山満家の「管領之内者_{木澤}」³⁰がある。木沢は畠山氏のもと在京奉行人として活動しており、一族から守護代を輩出している。この内者とは大名に近侍して庶政を担当した一種の近臣団であり、「内衆」などと呼ばれ、細川京兆家でも在京の奉行人および守護代クラスの被官から構成されていた。³² 織田与三も斯波氏の内衆として守護代織田氏に比肩する重要な位置付けにあったといつてよいであろう。

三、甲斐氏への接近

与三重治は官途名「主計」を称していたようであるが、応永十七年の義将死去に伴って出家し、この後は「主計入道」や「浄祐」という表記で登場する（以下では浄祐に統一する）。

応永二十年（一四一三）六月、浄祐は東寺領遠江国原田莊細谷郷の代官職に補任されているが、それによると、細谷郷の年貢二十貫を毎年十一年中に納めることとして請文を提出している。そして、増長院堯清僧都を保証人として万一年貢未進の際は「当寺本供僧以下得分」を以て補うことが決められた。前述のように、堯清は義将・浄祐の口入で増長院

主となった経緯があり、その関係において請人に立ったものであろう。

ただ、浄祐が原田莊で代官職を得た背景には越前・遠江守護代甲斐将教との接近が直接的な契機であったようである。そもそも甲斐氏は単独で将軍家の御成を受けるほどの家柄で、斯波家中の筆頭家老としてその専権は高まる一方であった。そのため、義将の没後、浄祐が甲斐氏に接近したことは想像に難くない。

浄祐は原田莊の代官職に就任した翌年、興福寺領である越前国河口莊新郷の政所・公文職にも補任されている。河口莊は織田氏の本拠である織田莊の東北に位置する莊園で、坪江莊と併せて北国莊園と称される。ここでは政所・公文職は「職人」（代官職）と呼ばれて、現地管理や年貢納入を行うが、応永二十一年（一四一四）八月、大乘院の召請で河口莊から職人が上洛した際には、浄祐の代わりに「平方」という人物が上洛していることから、浄祐は義将死後も恒常的に在京し、越前には又代官を置いて管理していたことがわかる。³⁴

河口・坪江莊においては守護代甲斐氏が現地を掌握し、河口莊職人に見られる国人領主は遠江国原田莊でも代官職を得ていることから、³⁵ 浄祐も甲斐氏の影響下において越前・遠江国において代官職を得たことがわかる。そのことは浄祐が原田莊代官職の避状を作成した際に、又代官として現地管理を行っていた甲斐氏家人の田根性祐（遠江国奉行）も共に辞していることから明らかである。³⁶ その際、田根は「主計殿様」の不沙汰により上表すると伝えている。甲斐氏家人を又代官とし、その田根から「主計殿様」と呼びならわされていることから、甲斐氏との緊密ぶりがあるが、浄祐を甲斐氏の被官として捉える向きもあるが、³⁷ そうではなく、「甲斐殿様」と表記される甲斐将久（将教の子、常治）と同様に、³⁸ 斯波家中において一定の地位を維持していたものと思われる。³⁹ とここでこの頃、尾張守護代である常松は尾張において妙法院門跡領

の陽明門院勅旨田や万里小路家領である六師莊の代官職を請け負ったことが知られる。⁽⁴⁰⁾ 浄祐が甲斐氏のもと越前や遠江で代官職を請け負った一方、守護代常松が尾張で代官職を獲得していた事実は、斯波家中における両者の存立基盤の違いが如実に表われたものである。

話を浄祐に戻して、甲斐将久や斯波氏との関係を、次の文安四年（一四四七）の事件にみてみよう。甲斐将久は斯波氏の筆頭家老として専権をふるったため、それに反発する斯波氏有力一門の斯波持種や国人との対立が表面化する。そして、文安四年五月、甲斐氏に反発する斯波家中の者によって京都にある甲斐将久邸が放火されるという事件が起きた。⁽⁴¹⁾ この時、将久は半年以上にわたって浄祐邸に仮寓しており、浄祐が甲斐氏と親密な関係にありその派閥下にあったことを示している。

また、この頃、中原康富は浄祐の子供と孫へ「論語」を教授しているが、それは政所執事伊勢氏の被官である堤又三郎の仲介によるものであった。⁽⁴²⁾ 幕政に参与する伊勢氏とも交流のあった事実は、浄祐が斯波家中の中枢にあったことを示している。このことは、浄祐が当時「中御門室町寺町間南類」に邸宅を持ち、「中御門室町北西角」に邸宅を構えていた甲斐将久とともに斯波氏当主の居館である武衛陣（中御門室町、現上京区武衛陣町）の直近に居住していたことから明らかである。⁽⁴³⁾

その後、文安六年（一四四九）二月には康富が「織田主計跡与二郎」を訪ねており、浄祐から与二郎へと代替わりしていることが判明する。⁽⁴⁴⁾ また、このとき与二郎は「出仕」のため留守であったと記されていることから、当時の守護斯波義健に任えていることがわかる。この後も「織田主計」（与二郎カ）は河口莊新郷および溝江郷の代官職にあり、甲斐氏と引き続き親密な関係にあったものと思われる。⁽⁴⁵⁾

このように、浄祐は義将死後も斯波氏に任えて恒常的に在京し、特に甲斐氏に接近してその影響下に属しながら、斯波氏内衆としての立場を

維持したのである。

四、守護代織田氏と庶流織田氏

これまで述べてきた浄祐の他にも、斯波氏の近臣として活動した織田氏が存在する。⁽⁴⁶⁾

永享元年（一四二九）頃に守護代の常松が没すると、勘解由左衛門尉朝長（のち教長）が尾張から上京して守護代に就任したものの、永享三年（一四三一）にはさらに織田淳広へと短期間で交代している。そのような中で、永享元年、將軍義教は斯波義淳に二度目の管領就任を承諾させるため、「武衛内者三人、甲斐・織田・朝倉被_レ召_三御所_一」⁽⁴⁷⁾、説得を命じた。⁽⁴⁸⁾ そして、永享三年には、義淳の管領職辞任を「甲斐・織田」をもって慰留させている。

ここに登場する「織田」は実名の記載がなく、守護代の織田氏に比定されることが多い。しかし、前述のように、この時期には守護代の短期間での交代があり、不安定なこの時期に彼らが斯波家中において義淳の翻意を促すような重臣としての影響力を持ち得たとは考えにくい。そこで念頭に浮かぶのは織田浄祐であるが、義淳に近侍してその活動が顕著に見られるのは織田筑後入道という人物である。⁽⁴⁹⁾ そして、永享元年および永享三年における義淳の管領就任・慰留に関わった「織田」とは、この筑後入道であった可能性が高い。その根拠となる筑後入道の活動を以下に示そう。

永享四年（一四三二）二月廿三日、筑後入道は義淳の使者として満済を訪ね「大原野御雑掌并御座所室礼」について相談している。⁽⁵⁰⁾ これは三月四日・五日に興行される將軍義教夫妻の東山花頂山等への花見・大原野遊覧に向けて、義淳による酒肴進上や將軍御座所の室礼について満済に相談したものである。⁽⁵¹⁾ また、永享五年（一四三三）十一月には義淳の

使者として義教の延暦寺攻めに反対の意向を伝え、義淳が危篤に陥ると、重臣飯尾美作守とともに継目安堵について満済に相談している。⁽⁵³⁾ 筑後入道は義淳の近臣として諸事を調整し、庶政に携わっていた。義淳の管領就任・慰留に関与した「織田」とは義淳に近侍してその意思決定に寄与した筑後入道であると考えられるのである。⁽⁵⁴⁾

ところで、在京する浄祐や筑後入道のような庶流織田氏と守護代織田氏の動向は、守護斯波氏のもと全く交錯しない。両者の関係はどのように理解すべきであろうか。義淳の管領在職中は『満済准后日記』にみえる管領使者の記述が増えるが、中でも、頻繁に登場するのは甲斐美濃守将久・二宮越中入道是随・飯尾美作守重清の三名である。彼らは斯波氏領国の守護代や奉行人をつとめるなど、斯波家中において上層に位置し、義淳を補佐して幕政に参与した。ここに守護代織田氏が見られないのは、斯波氏が管領家として幕政に関わっているため尾張支配は織田氏に一任される傾向が強⁽⁵⁵⁾く、そのため斯波氏の補佐といった役目からは外れたのではないであろうか。それを補完したのが浄祐ら庶流織田氏であった。

織田氏による尾張支配では、兄弟と思われる常松・常竹が初代の在京・在国守護代に就任したが、河村氏によれば、斯波氏領国のうち、越前・遠江では在国機構において小守護代や在国守護代を二人置いたのに対して、尾張では在国守護代が一人という特徴があるという。⁽⁵⁶⁾ 新任地であるにもかかわらず、当初から常松・常竹という一元的な支配体制を採用したのは、一族が多数尾張へ入部した中で、惣領家による支配体制の確立を目指したものと考えられよう。しかしながら、常松のち、守護代職は短期間で交替が繰り返され、惣領に絶対的な権威が付帯されないという状況に陥っていた。

そうした実状は次の一件にも表れている。⁽⁵⁷⁾

(史料三)

(中略) 伝聞、尾張国守護代織田於三國中一^(新波持種)行^(新波義地)「濫吹」、寺社・本所領不^(新波義地)謂^(新波義地)「是非」押領、仍志波民部少輔^(新波義地)千代徳丸稚年之間、加^(新波義地)二扶持^(新波義地)一者也、絶交、甲斐入道并織田一族等皆以絶交、仍可^(新波義地)二切腹^(新波義地)之由自称、然而無^(新波義地)其儀、逐電云々、六師庄事、織田内坂井七郎右衛門入道号^(新波義地)可^(新波義地)二代官^(新波義地)、乱^(新波義地)入庄家^(新波義地)奪^(新波義地)取年貢^(新波義地)、仍欺申間、被^(新波義地)成^(新波義地)二御教書^(新波義地)之処、猶以不^(新波義地)遵行及^(新波義地)代官執心、近日問答之時分彼已逐電之間、示^(新波義地)遣甲斐入道許^(新波義地)之処、織田雖^(新波義地)無^(新波義地)之、一族等猶在^(新波義地)之、堅可^(新波義地)レ被^(新波義地)二仰遣^(新波義地)一歟、是又内々可^(新波義地)二仰遣^(新波義地)、不^(新波義地)可^(新波義地)レ有^(新波義地)二等閑^(新波義地)一之由返答也、

右の史料によれば、万里小路家領の六師荘に守護代織田郷広の被官坂井七郎右衛門入道が乱入し、代官と称して年貢を奪い取るという事件が起きた。これに対し、万里小路時房は郷広の推挙により坂井を代官に補任して対処したものの、押領行為は止まなかった。その結果、郷広は、斯波持種や甲斐将久、そして織田一族から「絶交」されて逐電したのであるが、これに対して甲斐将久は、守護代郷広は逐電したが織田一族は健在であるから心配のないようにと時房に伝えている。このことは守護代織田氏の存立基盤が薄弱である一方、庶流の織田一族が林立し、衆議の力を發揮していたことを示している。

斯波氏に近侍して内衆としての地位を確立した浄祐・筑後入道や、惣領を総意で失脚させ得る彼ら庶流織田一族の存在は、守護代織田氏にとつて脅威であったと思われる。その抑制を受けながら維持された惣庶関係が、室町期における織田氏の族的特徴といえるであろう。

おわりに

本稿では、在京した庶流織田氏を事例に、織田一族の出発点である守護斯波氏被官としての庶流家の動向に注目して、織田一族初期の族的展開に言及した。新興被官であった織田氏が尾張の守護代に拔擢された背

景には、将広や浄祐のように斯波氏に近侍した個別的信頼関係に立つ一族興隆があり、そこに発展的基盤を見出すことができよう。

織田浄祐は、織田氏が尾張守護代に就任する以前から斯波義将に近侍して在京し、守護領国の分国経営ではなく在京被官としての補佐業務に携わっていた。具体的には、義将の意思を他者に伝達して調整するといった、いわば申次であった。それは織田筑後入道も同様であり、彼らは斯波氏の信任を得て側近くに仕え、その意思伝達機関としての役割を担っていた。筑後入道が斯波義淳の管領就任・慰留をめぐって將軍からその説得を任されたのは、斯波氏に近侍してその意思決定に寄与する存在であったからに他ならない。

在京を常とし、在地性を失った彼らは、主人である斯波氏の盛衰に大きく左右されたと考えられる。浄祐の場合は、斯波義将の死後も斯波氏に仕えて恒常的に在京し、家宰として実権を握った甲斐氏に親和して内衆としての立場を維持した。甲斐氏の口入によって越前や遠江などで代官職を得たが、それに対して守護代織田常松が尾張で代官職を獲得していた事実は、斯波家中における両者の存立基盤や斯波氏被官としての立場の違いを如実に表している。このことは織田一族の分業体制を表すものではなく、斯波氏被官として自律的に活動した庶流織田一族の在り方に捉えるべきであろう。

浄祐や筑後入道のような斯波氏近臣と守護代織田氏の動向は重なることがない。それは守護代織田氏が尾張支配に専念した結果、在京守護代・惣領が担うべき斯波氏の補佐を、斯波氏に近侍する庶流織田氏の自律的な活動に任ずるといった事態を生み出したのではなからうか。

浄祐らは斯波氏と守護代織田氏とを結ぶ存在ではなく、織田一族におけるこの分立形態は庶流織田氏の自律的志向を促進させ、惣領関係に並列的な一族意識を生じさせたことを想定できる。森茂暁氏は、赤松氏の

有力庶家である赤松満政が惣領赤松満祐に対して独立的なスタンスをとっていた事例を紹介しているが、それによれば、赤松庶家が將軍との間に構築した個別的で直接的な主従関係が、惣領家に対する自律的傾向を生み、赤松氏の族的展開における原動力になっていった⁽⁵⁹⁾。織田氏においても同様で、浄祐や筑後入道の事例に明らかのように、有力庶家が斯波氏と直接的な主従関係を結ぶことで、一族として興隆し、惣領の存立を間接的に補完していたといえよう。しかし、それは庶流家の台頭と惣領家の弱体化という問題を内包したものであった。初期の織田氏における斯波氏と庶流織田氏の関係は在京に限られたものであったが、のちに斯波氏の遠征や尾張下国が増加すると、尾張在国の庶流織田氏との間に直接的な主従関係が結ばれ、そのことが庶流家の台頭、領主化に帰結するのであるが、それについては稿を改めて述べることとしたい。

〔註〕

(1) 斯波義寛の伴衆については、現在、論文を準備中である。

(2) 小久保嘉紀氏は、將軍からの御内書が斯波氏を介さず直接守護代織田敏定に発給されており、また、幕府儀礼秩序においても甲斐氏や織田氏が他の大名家被官よりも厚礼に遇され、その位置付けが向上していると指摘している(「斯波氏と室町幕府儀礼秩序―書札礼を中心に―」『愛知県史研究』一四号 二〇一〇年。のち、木下聡編『シリーズ・室町幕府の研究 第一巻 管領斯波氏』戎光祥出版 二〇一五年 所収)。また、松島周一氏も尾張の軍事力を背景とする斯波義寛や織田敏定の活動が幕府政治や周辺の諸地域の動向に大きな影響力を持っていたことを指摘している(「延徳三・四年の織田敏定と細川政元―『朝倉家記』所収文書を通して見る十五世紀末の幕府政治と尾張―」『歴史研究』五七号 二〇一一年)。

(3) 系譜研究においては、特に新井喜久夫氏が織田一族について網羅的に

言及しており、人名表を掲載している（『織田系譜に関する覚書』『清洲町史』一九六九年。のち、柴裕之編『論集戦国大名と国衆 六 尾張織田氏』岩田書院 二〇一一年 所収）。

(4) 『劍神社文書』（『織田町史 史料編 上巻』）。

(5) 「相国寺供養記」（『群書類従』釈家部十）は明徳三年八月二十八日、相国寺に臨む義満に供奉した諸將およびその随兵を記したものであり、斯波義重・満種の随兵に二宮種氏・島田憲国・島田重憲・甲斐將教・由宇氏実・氏家將光・二宮種泰・長田將経・斎藤種用・岩井教秀・安居種氏・二宮種隆の十二人がみえる。「相国寺供養記」で斯波義將の偏諱が確認できる甲斐・長田・氏家氏について、甲斐將教は斯波家の筆頭被官で守護代を務め、氏家氏は斯波高経の時代よりの被官、長田氏は義將の代に郡司として一族の名前が見える。河村昭一氏によれば、義將期の枢要な被官は二宮・甲斐・朝倉・由宇・嶋田の五氏であり（『南北朝期における守護権力構造―斯波氏の被官構成―』（一）・（二）・（三）『若越郷土研究』二三―二・三・四号 一九七八年。のち、木下聡編『シリーズ・室町幕府の研究 第一巻 管領斯波氏』戎光祥出版 二〇一五年 所収）、長田氏や氏家氏はそれほど重要な地位に就いていたわけではないようである。また、同記録には織田氏の姿が確認できないことから、織田氏は明徳四年段階では重臣に連なる存在ではなく、新興の被官であったと考えられている（鎌原恒「室町時代における尾張国守護代織田氏の系譜に関する考察」『中央史学』二七号 二〇〇四年）。

(6) 劍神社は、当時の史料上に「劍大明神」や「織田寺」などとみえるように、神社境内に神宮寺が存在していたが、本稿では劍神社に統一して表記する。

(7) 河村論文（註5）。

(8) 当時、斯波義將は左衛門佐であり「左衛門守」は誤記である。添書きと共に義將の書状が納められていることから、将広の「奉公無^レ隙」は斯波義將への仕官を表したものであるといえる。

(9) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「山内文書」。本文書については、松原信之氏が「山内秋郎家の新出中世文書」において紹介している（『福井県

文書館研究紀要』三号 二〇〇六年）。ただし、干支の表記が斜め並びであることから近世に写されたものである可能性も残る（なお、『織田町史 史料編 上巻』（織田町史編纂委員会 一九九四年）に翻刻されている添書（『事歴書写本』）の干支は中世にみられる横並びである）。

(10) 管領職始は六月廿六日であった（『御評定著座次第』『大日本史料 第七編之一』）。

(11) 前述のように、置文は織田一族が尾張守護代として登場する約十年前の史料であり、新興被官であった織田氏がどのような足跡を辿ったのかは明らかでない。例えば、「空華日用工夫略集」（正中二年（一三二五））嘉慶二年（一三八八）に斯波義將の使者として見えるのは嶋田・朝倉氏であり、明徳四年以前に斯波氏に近侍する織田氏の存在を確認することは現在のところできていない。

(12) 横山住雄氏は将広花押の筆順が常松のそれによく似ていることから両者を同一人物であるとす（『横山住雄「織田大和守・伊勢守家について」『郷土文化』二二―二号 一九六七年）。しかし花押の形似については主観的な問題もあり、根拠とはなりにくい。後述するように、将広と常松は異世代であり、常松の諱は教広であるとす（河村昭一氏の説が妥当であることから（『斯波氏守護在職期における尾張守護代沿革小稿』応永七年（応仁二年の在京・在国守護代）（柴田一先生退官記念事業会編『日本史論叢 柴田一先生退官記念』一九九六年）、両者は別人とみるべきである。なお、筆者は二〇〇八年に劍神社文書の藤原信昌・将広置文を原本調査する機会を得た（本調査は、二〇〇七年（二〇〇九年度科学研究費補助金・基盤研究（B）「日本における護符文化の解明」（研究代表者 千々和到）において実施されたものである）。将広花押に関しては、常松や本稿で考察する織田与三の花押形と合致するものでなく、織田一族の特定の人物に比定することはできない。なお、置文に貼り継がれている牛玉宝印については本来別紙であったことを千々和到氏が明らかにしている（千々和到「気になっていた起請文・牛玉宝印」『護符・起請文研究』三号 二〇一〇年）。調査を許可して下さった劍神社ならびに越前町織田文化歴史館の皆様にご心より御礼申し上げます）。

- (13) 常松の終見は『満濟准后日記』応永三十五年八月六日条である。
- (14) 河村論文(註12)。
- (15) 新井喜久夫氏は、常松が応永初年の時点で道号である点をもって将広と常松の父子関係は適当でないとする(新井論文 註3)。しかし、義将の出家に追随したものであるならば、それによって年齢を因することは難しいであろう。本稿で考察する織田与三についても、その活動期間から推して比較的早い段階で出家しているため、道号であることは父子関係を否定する材料にはなり得ず、将広と教広(常松)が父子である可能性も残る。
- (16) 河村昭一氏は新興の加賀島氏が起用された理由として、守護代職が甲斐氏のもとに集中するのを避け、その権勢を抑制しようとしたものとする(河村昭一「守護斯波氏の遠江国支配機構」『兵庫教育大学研究紀要』二二巻 二〇〇二年)。
- (17) 応永九年(一四〇三)において、醍醐寺国衙領を押領した守護被官のうち、織田一族は、織田左京亮・津田中務・織田九郎・津田弥九郎・津田金吾・津田将監といった名前が見られる(応永九年五月廿八日付僧光專注進状・応永十年八月十三日付尾張国衙領守護方押領地注文「醍醐寺文書」)。
- (18) 福尾猛市郎氏も織田一族が挙げて尾張に移ったわけではないとの見方を呈している(「信長の出自」岡本良一編『織田信長のすべて』新人物往来社 一九八〇年 所収)。
- (19) なお、織田氏において初めて守護代をつとめた常松は、応永の乱(応永六年(一三九九)において斯波氏に従い和泉堺で武功を挙げたという『満濟准后日記』永享四年二月廿三日条・同五年十一月十六日条・同五年十一月卅日条。のちの守護代織田敏定の肖像賛に特記されたその来歴は、そのことが尾張守護代登用への道筋になったことを示すものであろう)。
- (20) 『愛知県史 資料編九中世二』では与三の諱を「□□」にしているが(応永十三年七月廿六日付織田与三書状(『東寺百合文書』や函)『愛知県史 資料編九中世二』八八四号)・(年未詳)十月二日付織田与三書状(『東寺百合文書』の函)『愛知県史 資料編九中世二』八八五号)、筆者は「重治」

- と読む。そうであれば、偏諱は斯波義重から受けたことになる。
- (21) 「吉田家日次記」応永八年三月十二日・十三日条。
- (22) 「吉田家日次記」応永八年二月十二日条。
- (23) なお、「教言卿記」によれば、義将の北山の邸宅は応永十六年閏三月三日に放火によって焼亡し、同年十一月六日に京都の新邸に移っている。
- (24) 「廿一口方評定引付」応永十一年十月十二日条(『東寺百合文書』天地之部)。
- (25) 「廿一口方評定引付」応永十一年十月十九日条(『東寺百合文書』天地之部)。
- (26) 「廿一口方評定引付」応永十二年九月十日条(『東寺百合文書』く函)。
- (27) また、義将が死去した応永十七年(一四一〇)五月の翌月、東寺は嵯峨法苑寺(義将の諡号は法苑寺殿で、法苑寺は江戸時代末期まで天龍寺の塔頭寺院であった)に赴いている義重への見舞いに清浄光院快玄を遣わして点心料を贈ることとし、与三へ二百疋、義重に三百疋余を贈ることを治定している(「廿一口方評定引付」応永十七年六月六日条(『東寺百合文書』く函)。
- (28) 「廿一口方評定引付」応永十五年五月廿八日条(『東寺百合文書』く函)。
- (29) 「廿一口方評定引付」応永十三年七月八日・同十八日条(『東寺百合文書』天地之部)、応永十三年七月廿八日付織田与三書状(『教王護国寺文書』)。
- (30) 「廿一口方評定引付」応永三十一年(一四二四)五月八日条(『東寺百合文書』く函)。この木沢は応永廿六年(一四一九)八月三日付「島山満家奉行人連署書案」(『葛原家文書』)にみえる木沢連因であろうか。
- (31) 弓倉弘年「室町時代紀伊国守護・守護代等に関する基礎的考察」(『和歌山県史研究』一七号、一九九〇年。のち、「紀伊守護家島山氏の支配体制」『中世後期畿内近国守護の研究』清文堂出版 二〇〇六年 所収)。
- (32) 小川信「守護大名細川氏における内衆の成立」(『国史学』七七号 一九六八年)。
- (33) 「最勝光院方評定引付」応永廿年六月八日条(『東寺百合文書』る函)。
- (34) 応永廿一年八月廿二日付「寺門事条々聞書」(『大乘院文書』)。また、永享九年(一四三七)頃においても浄祐は新郷の代官職と、溝江郷代官

職である甲斐将久のもと又代官職を得ている。

- (35) 斯波氏衰退のなか、甲斐氏は守護代であった越前・遠江の行政機構を掌中に入れ、請負代官職の集積を志向する国人への口入によってその影響力を強めた(河村昭一「畿内近国における大名領国制の形成―越前守護代甲斐氏の動向を中心に―」『史学研究五十周年記念論叢』日本編 福武書店 一九八〇年)。

- (36) 『最勝光院方評定引付』永享七年(二四三五)三月廿五日条(東寺百合文書)る函。浄祐が原田莊細谷郷の代官職にあったのは永享七年までの二十二年間に及んだ。なお、同年の史料に東寺領近江国三村莊に関する(永享七年)八月十五日付浄祐書状(最勝光院方評定引付「東寺百合文書」京函)がある。『愛知県史 資料編九 中世二(一五〇六号)』ではこれを織田浄祐に比定しているが、他に傍証がなく保留しておきたい。近江国三村莊は現在の近江八幡市に存在した莊園で、織田一族の祖地伝承に関わる津田をその莊域に含んでいる。越前織田莊近辺には「津田」という地名は見当たらないが、尾張に入部した織田一族には津田氏の存在が確認できることから(醍醐寺文書)、浄祐がその三村莊に関わったとすれば、織田一族の原初を考える上で重要な史料となり得る。しかし残念ながら具体的な関わりは不明であり、今後の課題としておきたい。

- (37) 河村論文(註35)。
(38) 宝徳四年(一四五二)卯月廿一日付蒲御厨諸公文等目安(「東大寺文書」未成巻文書)。

- (39) 佐藤圭氏は、浄祐を甲斐常治とともに「斯波氏分国の守護代などを務める重臣」と位置付けている(佐藤圭『中世武士選書二三 朝倉孝景』戎光祥出版 二〇一四年)。

- (40) 応永廿九年(一四二二)六月三日付織田常松請文(「妙法院文書」)、『建内記』永享三年三月八日条。

- (41) 『建内記』文安四年五月廿八日条。
(42) 『康富記』文安四年十月五・七日条。堤は伊勢氏の在京被官の一人である(中島丈晴「十五世紀中葉における伊勢氏権力構造と被官衆」『国立歴史民俗博物館研究報告』一五七号 二〇一〇年)。

- (43) 『康富記』文安四年四月廿七日条・十月七日条。

- (44) 『康富記』文安六年二月七日条。なお、新井氏は「康富記」の与二郎を織田敏広に、主計をその父郷広に比定しているが(新井論文 註3)、河村氏も指摘する様に(河村論文 註12)、浄祐と郷広の動向から両者が同一人物であるという推論は成立しない。したがって、史料で郷広の子供と確認できる「余次」(敏広)もまた「与二郎」には比定し得ない。

- (45) 『大乘院寺社雜事記』文正元年(二四六六)七月一日条。なお、長祿二年(二四五八)十月二日条にみえる新郷の「公文・政所如本ナリ」についても、織田主計(与二郎カ)であると思われる。

- (46) 斯波氏の近臣として見える織田一族は、浄祐や後述する筑後入道の他にも、織田新左衛門尉澄秀(弥九郎)という人物がおり、長祿三(二四五九)年斯波義敏が將軍足利義政に退けられて周防に出兵した際、これに従って下向している(「正任記」文明十年(二四七八)十月一日条・同廿八日条)。

- (47) 『満濟准后日記』永享元年八月廿四日条。なお、河村昭一氏は、この三名(三宿老)によって斯波氏の政治活動が担われていたとするが(河村論文 註35)、当時は二宮氏や飯尾氏等も中心的に活動しており実態と異なる。

- (48) 『満濟准后日記』永享三年六月六日条。

- (49) なお、応永二十三年(一四一六)七月二十五日、斯波義重・義淳父子と「甲斐・緒田(織田)以下数輩」が山城国伏見へ納涼に訪れているが(『看聞日記』、織田筑後入道の名が史料に登場するのは永享四年以降であるため、この織田は浄祐の可能性がある)。

- (50) 『満濟准后日記』永享四年二月廿三日条。

- (51) 『満濟准后日記』永享四年三月五日条。

- (52) 『満濟准后日記』永享五年十一月十六日条。

- (53) 『満濟准后日記』永享五年十一月三十日条。

- (54) この後、斯波義郷の供として蔭涼軒を訪れた「織田」(『蔭涼軒日録』永享六年(一四三四)二月十日条)や、醍醐寺で営まれた足利義満の法要に供料を持参した「織田」(『満濟准后日記』永享六年五月六日条)など、

これらの「織田」も筑後入道の可能性はあるが、確証はない。他の「織田」表記についても特定は難しいが、こうした「織田」が必ずしも守護代織田某に比定されるわけではないことは留意すべきであろう。

(55) 小川信『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館 一九八〇年。

(56) 河村論文(註12)。

(57) 『建内記』嘉吉元年(一四四一)十二月廿一日。

(58) 織田氏は常松以降、一族内に絶対的権威をもつ惣領は長く存在していない(河村論文 註12)。

(59) 森茂暁「赤松満政小考―足利義教政権の一特質―」(『福岡大学人文論叢』第四二卷三号 二〇一〇年)。